

後期高齢者医療制度について

今国会で審議が予定されている後期高齢者医療制度については、制度運営における国、都道府県、市町村及び広域連合の役割・責任を明確にすることを、これまでも求めてきたところである。

また、制度化に当たって各種の財政支援措置が検討されているが、それらの措置により、いかに安定した保険運営が制度として確保されるのか、さらに、費用負担の在り方について、関係者に十分な説明を尽くすことを求める。

（公費負担について）

公費負担については、国の負担のみを軽減するような単なる地方への負担転嫁であってはならない。特に、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者の保険料軽減分に係る公費による支援については、後期高齢者医療制度の設計、維持に責任を負う国が応分の負担をすることは当然である。

この保険料軽減分に係る公費による支援は、国民健康保険制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）に類似しており、費用負担割合についてもこれと同様であるが、そもそも保険基盤安定制度における都道府県負担の拡大（平成17年度制度改正）は、都道府県の役割や権限強化とは無縁の単なる国庫負担の転嫁であり、従来負担割合に戻すべきものである。

（広域連合の設置・運営について）

都道府県単位の広域連合の設置及び運営については、地方自治法に定める広域連合の制度趣旨を踏まえ、加入者である市町村の主体性を尊重したものとすることを求める。

平成18年1月30日

全国知事会